

奈良県告示第三百二十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成三十一年一月一日付けをもって次のとおり漁業権の免許をした。

平成三十一年一月四日

奈良県知事 荒井正吾

漁業免許 の内容の 事前決定 の公示番 号	免許番 号	漁業権者の住所 及び氏名（法人 にあつては、名 称及び代表者の 氏名）	漁業種 類	漁場の位 置及び区 域	漁業の名 称及び漁 業時期	存続期間
奈内区第 一号	奈内区 第一号	生駒市高山町 北倭土地改良区 理事長 尾山一 郎	第二種 区画漁 業	平成三十 年九月奈 良県告示 第百八十 五号によ る公示内 容のおお り	平成三十 年九月奈 良県告示 第百八十 五号によ る公示内 容のおお り	平成三十 一年一月 一日から 平成三十 五年十二 月三十一 日まで
奈内区第 三号	奈内区 第三号	大和郡山市西岡 町 幸田繁男	右同	右同	右同	右同